

各 位

北央信用組合

事業復活支援金の申請に係る『事前確認』について

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴う影響を受けられた事業者が事業復活支援金を申請するにあたり、当組合は登録確認機関として『事前確認』にかかる手続きを行います。

なお、一時支援金または月次支援金を受給されている場合、改めて『事前確認』を受ける必要はございません。

【北央信用組合と事業性のご融資取引のあるお客さま】

簡易的な方法による確認となりますが、事前に申請IDの取得が必要となります。申請IDの取得方法につきましては、事業復活支援金事務局ホームページよりご確認願います。

申請IDを取得後、まずは、ご融資取引をいただいております当組合取引店にご連絡ください。

【北央信用組合と事業性のご融資取引のないお客さま】

当組合と事業性のご融資取引のないお客さま、およびご預金の取引のみのお客さまにつきましては、当組合での『事前確認』は申受けできません。

お近くの所属団体（商工会、商工会議所）、顧問先（税理士、公認会計士）等、または事業復活支援金事務局相談窓口にお問い合わせください。

【本事前確認の費用について】

当組合では、本事前確認に伴う手数料等の費用は不要としております。

- * 事業復活支援金事務局 相談窓口： 0120-789-140
(土日祝日を含む全日対応、受付時間8:30~19:00)
- * IP電話等からのお問い合わせ先： 03-6834-7593 (通話料がかかります)
(土日祝日を含む全日対応、受付時間8:30~19:00)
- * 事業復活支援金事務局ホームページ： <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

以 上